荒尾市議補選に福川氏

一月二十七日告示、二月三日投票で争われる荒尾市長選挙には候補者を立てず、市議補選について福川次郎氏の擁立を荒尾地評が決めたことを受けて、三池労組は十二月二十五日の第六回委員会で福川氏の推せんを決定しました。

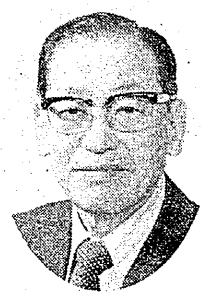

福川次郎氏

（経歴）
大正二年十一月三日生まれ。七十一歳。昭和八年三井三池共愛組合入社。昭和四十三年三池鉱業所資材部定年退職。その間、三池労組中央委員、職場分会長、本所支部委員会議長などを歴任。昭和三十年荒尾市会議員に当選（以後七期連続当選）。市議会副議長、総務常任委員長、公害特別委員長などを歴任。

今なぜ石炭か　石炭政策について　①

はじめに

平穏な日々の暮らしに突如としておそいかかるエネルギー危機。私たちは、この十数年の間に二度にわたる苦い経験を強いられてきました。国内エネルギー資源の開発をおこたり、もっぱら海外からの石油に依存してきたわが国の場合、産油国やメジャーの動向一つで、たちまち産業活動や国民生活に大きな打撃が加わることは当然です。

私たちは、このようなわが国のエネルギー供給構造を少しでも改善し、必要なエネルギーをより安定的に確保していける体制を確立し、強化することが必要であり、これは国家的・国民的課題でもあります。

わが国の政府も、エネルギー危機の教訓をふまえて、長期エネルギー需給計画を再三見直し、この中で「脱石油」→「代替えエネルギーの開発導入」という方向で対応策を模索してきましたが、一貫して国内炭開発問題が軽視されています。

私たちは、必要エネルギーの長期安定的な確保という要請にこたえられる最も身近かなエネルギーは、国内炭だと考えています。

わが国の石炭産業は、これまで国策として強行されてきたスクラップ政策による〝後遺症〟をたくさんかかえていますが、政府がいまあらためて石炭政策を見直し、石炭産業の体質を強化すれば、国内炭が、わが国のエネルギー安定供給体制の一翼をになっていくことは十分可能です。

また、国内炭の開発は「エネルギーの安定的確保」のためだけでなく、「産炭地域社会の振興」という課題とも直結しています。これまでの石炭産業のスクラップ化によって、産炭地域にはかり知れない荒廃がもたらされたことを直視し、地域社会の振興をはかる道を見出すことが重要です。

あほ・だら

芝岡ゆ友衛

保安

昨年をふり返ると、一月十八日の有明鉱坑内火災をはじめ、十二月十六日、有明鉱落盤災害と、まさに災害に明け災害に暮れるという年であった。

その間、有明鉱発破災害、四山鉱の山はねによる災害などが続出し、老後を楽しく過ごそうという労働者や『未来に夢を』という若い労働者たちが、次つぎに殺されていった。

職場の保安闘争を強めよう

企画・実践・検証のサイクル活動を

保安委員　宮崎　勝

労働者が、なぜこんなにも殺されなければならないのか。われわれは殺されるために働いているのではない。労働者の生活向上、働く者の文化の向上をめざし働き続けているのである。それでも三井独占資本の合理化は、労働者の犠牲の上に利潤を拡大していく。

そういう意味で今年は反合理化闘争（生命を守るたたかい）を本気で取り組んでいかねばならないが、実態は各職場分会の取り組みの総括（委員会報告・分会長会議）などでみられるとおりである。

そこで問題は、職場でのたたかいの方針をどう企画するか。企画された方針を実践していくための伝達（大衆討議）の方法。さらに実践された検証をおこなっていくというサイクル活動がいまこそ重視されねばならないと思う。

働く者の生命と権利、生活を守るために、また、安心して働き続けられる職場をつくるためにも、一人ひとりのたたかいを組織的に取り組める体制を確立していこう。

それは、〝点と点〟を結ぶと線になり、〝線と線〟を結合したときに、どんな雨にも、どんな大風にも負けない強じんな蜘蛛の巣のようになると思う。ともに頑張ろう。

※　※　※

85春闘の課題

グラフ解説　①

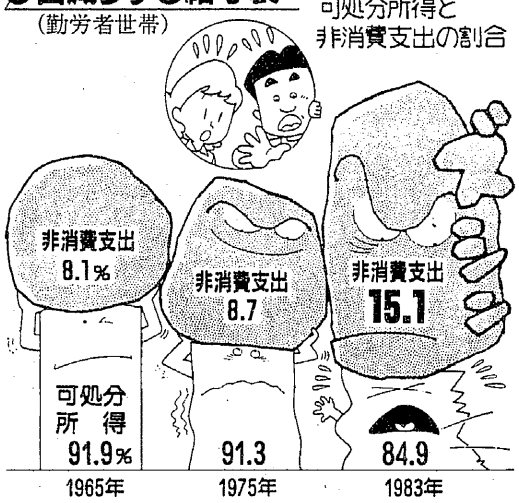

資料＝労働白書59年度版

■目減りする給与袋

○…自由に使えるお金がだんだんと少なくなっています。一九七五年は、実収入に占める税金や社会保険料など非消費支出が八・七%でしたが、一九八三年には一五・一%にも増えています。これは長い間減税措置を怠ってきたことなどの結果です。

原万田社宅で不審火

被災した沢村さんに激励を

一月一日午後八時ごろ荒尾市原万田社宅五十五棟から出火、三十分ぐらいで二戸一棟が全焼しました。当時、全員外出中で火元は電気、ガス、ストーブなど完全に消されており、屋内を物色した形跡もあり不審火と見られています。この火災で組合員の沢村直行さんが被災、組合と地域分会では直ちに救援活動に取り組みましたが、十日の委員会で救援カンパに取り組むことを決めました。

おたずね

十二月二十日、静岡笠井局の消印で『CO守る会』宛にお便りと為替をいただきましたが、「浜松市」とあるだけでお名前と住所が不明です。宛先も当労組の旧住所になっています。ぜひお知らせを。

春闘年賀状

闘いは「台所」から

要求づくり　進めるあなたに

Aさん　新年おめでとう。

いよいよ春闘幕あけですね。今年はちょうど春闘三十周年。ここ十年来の低迷をやぶり、手ごたえのある春闘をくりひろげたいものです。

ところで、たたかいのスタートで大事なことは、魅力のある要求づくり。職場では要求討論がおこなわれていると思いますが、今年は経済環境もよく、賃上げに対する要求が強いのではないでしょうか。労働省の調査でも、組合に対する要望の第一位が賃上げで七割、ついで労働時間短縮が五割強と高率です。

この二大要求のうち、とくに職場の関心の高い賃上げ要求をみると、「生活実態や生活実感を重視した要求を」との声が強まっています。

ここ数年、春闘の要求は「物価プラス・アルファ」が中心でした。ところがその結果は、名目賃金ではこの四年間で一三・八%増えていますが、物価上昇分を差し引くと、わずか三・七%、年平均〇・九%という微増。その物価も、勤労者の家計に与える実際の影響は、政府統計の一・四倍ともいわれ、実質賃金はむしろ低下しています。

この低迷から脱出し、魅力ある賃金要求とされるものが「生活実感からの要求」です。

その〝台所〟の実情をみると、昨春闘後五月の消費支出は、政府調査でも全世帯平均で二十六万四千円前後にのぼっていますが、世帯主収入は二十七万八千円、うち時間外手当などを除いた所定内賃金は二十万八千三百円という生活無視の低さです。

経済環境は労働側にも有利。今年の春闘では、生活実感からの要求をつくり〝攻めの春闘〟で三十周年を飾りましょう。

「因果関係は明白」と陳述

有明鉱災害民事訴訟　第二回公判開く

有明鉱坑内火災で一人息子を奪われた樺島夫妻が、会社を相手取って損害賠償を求めた民事訴訟の第二回口頭弁論が十二月二十一日午前、福岡地裁三〇二号法廷で開かれました。

裁判長は、同訴訟と二次訴訟を起こした四世帯十二人の遺族についても併合して審理をおこなうことにしました。

口頭弁論では原告側が陳述し、この中で会社側が出火原因について明らかにせよということに関して、「どんな出火原因であれ、会社は火災発生を防止し、発生した場合には早期発見、消火できる設備を持つべきで、原因のいかんにかかわらず会社の責任と被害の因果関係は明白である」と強く主張しました。

これに対し会社は、保安管理体制には落ち度はなかったと主張し、災害の責任はいっさいないと強弁しています。

最後に原告、弁護団は遺族の告訴・告発以後、会社・三池新労が卑劣な提訴妨害をおこない、二次訴訟の中の一遺族の取り下げに関与していたことを具体的な事実をあげて追及しました。